

平成19年度中国人団体観光客受入促進助成事業について

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会では、松山・上海便を利用した中国からの訪日団体旅行につ

いて、次のとおり助成を行いますのでご活用ください。

1 助成対象となる団体旅行

次の条件を全て満たす団体旅行が対象となります。

- (1) 日本国籍を有しない者を対象とするものであること。
- (2) 松山・上海便を片道または往復利用すること。
- (3) 愛媛県内に1泊以上すること。
- (4) 参加人数が10名以上であること（添乗員を含む）。但し、国、地方公共団体等から支給される旅費により旅行する者は除く。
- (5) 愛媛県内で2か所以上の観光地を訪問すること。

2 助成金の額

- 一般の訪日団体旅行の場合は、1日分の車輛借上代を助成します。
- 修学旅行の場合は、2日分の車輛借上代を助成します。

3 助成金の申請手続き

(1) 助成金の申請

訪日団体旅行の出発日の14日前までに、次の書類を事務局へ提出してください。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 参加者予定名簿
- ③ 旅行予定表
- ④ 車輛借上見積書など対象経費の根拠となる書類

(2) 訪日団体旅行の催行（領収書など対象経費の根拠となる書類を保管するようにして下さい。）

(3) 請求及び実績報告

訪日団体旅行が終了したら、次の書類を事務局へ送付し、助成金を請求します。

- ① 助成金実績報告書（様式第2号）
- ② 参加者名簿
- ③ 旅行日程表
- ④ ホテルの領収書など県内宿泊を証する書類
- ⑤ 車輛借上代を証する書類
- ⑥ 助成金交付請求書（様式第3号）

(4) 助成金の支払い

4 注意事項

- 予算枠を超過した場合は、助成金の交付を終了します。

5 事務局（問合せ先、書類送付先）

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会事務局

（住所） 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 観光国際局 国際交流課 国際観光係

（担当：青野、富谷）

（電話） 089-912-2311

（FAX） 089-921-5931

平成19年度中国人団体観光客受入促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中国からの訪日団体旅行（以下「訪日団体旅行」という。）の主催者等に対し、愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）が、予算の範囲内で、愛媛県内の移動に要する交通費の一部を助成することにより、松山・上海国際定期航空路線（以下「松山・上海便」という。）を利用した中国からの訪日団体旅行を促進することを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、訪日団体旅行を取り扱う日本側指定旅行会社及び当該旅行に係るバス等の運行事業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付対象は、次に掲げる条件をすべて満たす訪日団体旅行とする。

- ①日本国籍を有しない者を対象とするものであること。
- ②松山・上海便を片道又は往復で利用すること。
- ③愛媛県内に1泊以上宿泊すること。
- ④参加人数が10人以上であること（添乗員を含む）。ただし、国、地方公共団体等から支給される旅費により旅行する者は除く。
- ⑤愛媛県内で2か所以上の観光地を訪問すること。
- ⑥道路運送業の許可を得ているバス会社、タクシー会社等の車輛を借り上げること。

(助成金の対象経費及び交付額)

第4条 助成金の対象経費は、1日間の愛媛県内観光に要する車輛借上代とする。ただし、修学旅行にあつては、2日間の愛媛県内観光に要する車輛借上代とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に参加予定者名簿、旅行予定表、車輛借上見積書その他協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類を添えて、旅行出発日の14日前までに会長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止の承認)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

（助成金の請求及び実績報告）

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成金実績報告書（様式第2号）及び助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第9条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第10条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、会長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱又は助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき。

（助成金の返還）

第11条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更、交付決定の全部又は一部の取消しによって助成金の額が減額したときは、交付した助成金のうち減額分について期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約金及び延滞金）

第12条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、助成金の交付決定の日から返還した日までの日数に応じて、交付決定の額につき年14.5パーセントの割合で算定した金額を違約金として会長に支払わなければならない。

2 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられ、返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還を命じた額につき年14.5パーセントの割合で算定した金額を延滞金として会長に支払わなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 助成事業者は、助成事業にかかる収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成

事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

中国人団体観光客受入促進事業助成金交付申請書

年 月 日

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

会 長 様

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の職・氏名

印

(電話 - -)

平成19年度において、松山・上海便を利用した中国からの訪日団体旅行を下記のとおり実施したいので、平成19年度中国人団体観光客受入促進事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画

助成金交付申請額	金 円
訪日団体旅行の主催者名	
団 体 名	
参加予定人数	人
うち旅費の支給を受けていない人数	人
訪日予定期間	年 月 日～ 年 月 日
来県予定期間	年 月 日～ 年 月 日
松山・上海便の利用予定	片道・往復 利用 年 月 日 (便名) 年 月 日 (便名)
使用するバス会社等の名称	

2 添付書類

- (1) 参加者予定名簿
- (2) 旅行予定表
- (3) 車輛借上見積書など対象経費の根拠となる書類

中国人団体観光客受入促進事業助成金実績報告書

年 月 日

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会
会 長 様

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 印
(電話 - -)

平成 年 月 日付け愛国協第 号で交付決通知のあった中国人団体観光客
受入促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の概要

補 助 金 請 求 額	金 円
訪日団体旅行の主催者名	
団 体 名	
参 加 人 数	人
うち旅費の支給を受けていない人数	人
訪 日 期 間	年 月 日～ 年 月 日
来 県 期 間	年 月 日～ 年 月 日
松山・上海便の利用状況	片道・往復 利用 年 月 日 (便名) 年 月 日 (便名)
使用するバス会社等の名称	

2 添付書類

- (1) 参加者名簿
- (2) 旅行日程表
- (3) ホテルの領収書など県内宿泊を証する書類
- (4) 車輜借上代を証する書類

中国人団体観光客受入促進事業助成金交付請求書

年 月 日

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会
会 長 様

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 印
(電話 - -)

平成 年 月 日付け愛国協第 号で交付決通知のあった中国人団体観光客受入促進事業が完了したので、次のとおり助成金を請求します。

記

助 成 金 請 求 額	金 円
助 成 金 振 込 先	金融機関名 _____ 支 店 名 _____ 口座種別 _____ 口座番号 _____ 口座名義 _____